

賃金の国際比較について

—— 藤本武氏の研究に寄せて ——

海 野 博

はじめに

藤本武氏の研究業績は膨大である。そのうちでここ数年の間に刊行されたものには、著書に限定しても『国際比較・日本の労働条件』（1984年）、『国際視角・労働運動と労働立法』（1988年）、『国際比較・日本の労働者』（1990年）、『世界からみた日本の賃金・労働時間』（1991年、以上、新日本出版社刊）がある。書名からも分かるように、いずれも国際比較（視角）から日本の労働条件や労働運動などを取り上げており、その先駆性・先見性はこの分野の研究に大きな影響を与えているのはいうまでもない。

しかし私の見るところでは、『国際比較・日本の労働者』で述べられている「賃金の国際比較」（特に第1部第1章第2節）において事実誤認ではないかと思われるところがあるので、それを指摘して訂正しておきたい⁽¹⁾。というのは藤本氏の研究が現在、きわめて注目を集めているだけに同氏の誤解を早期に訂正しておいたほうが、今後の研究の進展にも役に立つのではないかと考えているからである。ただしこれによって藤本氏の研究の本質部分にまで影響を与えるものではない。

1

まず労働省の「定義調整後の賃金の国際比較」について述べていこう。労働

省大臣官房政策調査部編『賃金統計総覧』（総合労働研究所刊）各年度版は、巻末に国際比較の統計が掲げられている。このなかには1990年度版までは、「各国公表実収賃金の比較」と「各国定義調整後の賃金の国際比較」が並んで掲載されており、1991年度版では後者のみが掲載されている。表—1は、1990年度版からこの二つの比較を、繁雑さを避けるために日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスの5ヶ国に限定して、転載したものである（このほか前者実収賃金の表には、イタリア、カナダ、オーストラリア、韓国、台湾、シンガポールが、後者定義調整後の表には、韓国、台湾が並んでいる）。

表—1 『賃金統計総覧』の賃金の国際比較

(1) 各国公表実収賃金の比較

(製造業・生産労働者・男女計、主として1988年)

国	単位	実 額	円換算	比 率	備 考
日 本	月	273,679円		} 100	常用生産労働者の現金給与総額（ボーナスを含む）(30人以上の事業所)
	週	63,157円			
	時	1,505円			
アメリカ	時	10.17ドル	1,303.3	87	
イギリス	時	4.541ポンド	1,036.6	69	10月調査
西ドイツ	時	18.33マルク	1,337.5	89	家族手当を含む
フランス	時	34.35フラン	739.0	49	10月調査（1987年）

(2) 各国定義調整後の賃金の国際比較

(製造業生産労働者、実労働時間当たり賃金推計値、1988年)

国	実 額	為替レート換算	比率	消費購買力 平價換算	比率
日 本	1,391円		100		100
アメリカ	11.10ドル	1,434	103	2,249	162
西ドイツ	24.7マルク	1,799	129	2,096	151
イギリス	4.5ポンド（1987年）	1,135（1987年レート）	80	—	—
フランス	54.13フラン（1987年）	1,302（1987年レート）	85	—	—

(注) (1)(2)とも脚注は省略した。

(資料) 労働省大臣官房政策調査部編『賃金統計総覧』1990年度版による。

賃金の国際比較について

藤本氏は「国際比較・日本の労働者」のなかで、この「各国定義調整後の賃金の国際比較」を「労働コストに修正したものの比較」(22ページ)であるとされ、「日本の労働省の発表データ」(同)であると紹介されている。そして1990年度版の数値に触れながら、「肝心の賃金の国際比較だが、1988年では、日本を100として、公表値ではアメリカ87、西ドイツ89で、日本がトップだ。しかし、下段の労働コスト計では、アメリカは103、西ドイツ129となっていて、日本は世界一ではない。フランスは、間接賃金が多いとはいえ、公表値では日本の半分なので、労働コストで85に高まっているにすぎない」(24ページ)と述べられている。

しかしこれはまったくの誤解である。「定義調整後の賃金」とは「労働コスト」のことではなく、『賃金統計総覧』の「コメント」によれば「各国で公表している賃金は統計定義が異なり、欧米では支払い労働時間当たり賃金を採用する国が多い(日本は実労働時間当たり)ことなど、日本と比較した場合賃金水準が低めに見積られる場合が多い。そこで、各国の実労働時間当たりの賃金水準を対象事業所等をできるだけそろえた形で比較」(1990年度版、404ページ)したものである。もちろん労働省の推計がその方法をも含めて正しいものであるかは、部外者としては保証のかぎりではないが、少なくとも「労働コスト」を算出したのではないことは確かである。

算出の仕方をもう少し丁寧に紹介するとこうである。たとえば、西ドイツでいえば、EC統計局“Labour Costs 1984”を用いて、1984年の製造業生産労働者の実労働時間当たり労働費用に、その労働費用中に占める現金支給割合を乗ずることによって、84年の製造業生産労働者の実労働時間当たり現金支給額を算出する。そしてさらに、ILO“Bulletin of Labour Statistics”を利用し、時間当たり実収賃金の伸び率を乗じていくことによって、求めようとしている当該年の製造業生産労働者の実労働時間当たり賃金を推計していく。

〈1984年の労働費用×現金支給割合×当該年までの伸び率＝調整後の賃金〉

である。イギリスとフランスはもう少し複雑だが、似たような推計方法を取っている。アメリカは、アメリカ労働省“*Employment & Earnings*”に公表される「イレギュラーボーナスを除く支払い労働時間当たり賃金」を、1977年の労働費用調査を利用して「イレギュラーボーナスを含む支払い労働時間当たり賃金」に直し、さらに、“*Monthly Labor Review*”に公表された実労働時間と支払い労働時間との比率を利用して、「イレギュラーボーナスを含む実労働時間当たり賃金」に変換していく。

これらの国の具体的な算定数字は労働省より提供していただいたが、「内部検討用」ということなので、これ以上の詳細な紹介は省略する。

それでは日本の数値はどうだろうか。日本は「各国公表実収賃金」では30人以上の事業所であるのになら、し、「各国定義調整後の賃金」では事業所規模5人以上に「調整」されている。

これは、藤本氏が「日本では……規模による賃金格差はことのほか大きいし、かつ小・零細企業の割合は異常に高いので、日本の30人以上事業所のデータで国際比較すると、日本の水準は実態よりも有利な比率になって現われる」(21ページ)と述べておられるのと同じ理由であろうが、労働省政策調査部編『毎月勤労統計要覧』(労働法令協会刊)などには事業所規模30人以上の数値のほか、事業所規模5人以上の数値も公表されているので(ただし、30人以上では製造業の「生産」と「管理・事務及び技術」とに区分されているが、5人以上では「合計」のみである)、おおよその数値であれば他の4ヶ国の「調整」に比べて素人でも比較的容易に推計できる。労働省の推計はこれよりも丁寧であるが、この数値も明らかに「定義調整後の賃金」であって「労働コスト」ではない⁽²⁾。なお、労働省編『労働白書』の昭和63年版(日本労働協会刊)には、巻末に参考資料として「賃金の国際比較」という項目があり、ここには参考表として「各国公表値による賃金定義」と「調整後の賃金定義」が掲載されている。参考になるので、表一2として掲げておく(ただし韓国と台湾は省いた)

賃金の国際比較について

が、「調整後の賃金」でも各国統計の取り方の違いから事業所規模が揃っていないので、やむを得ないことではあるが、これでもまだ厳密さを欠いている。

表一2 「労働白書」の賃金の定義

(1) 各国公表値による賃金定義

—製造業生産労働者—

国名	労働時間定義	事業所規模	対象労働者	賃金
日本	実労働時間当たり	30人以上	フルタイム・パートタイム	現金給与総額
アメリカ	支払い労働時間当たり	全規模	フルタイム・パートタイム	現金給与総額（イレギュラーボーナスを除く）
イギリス	実労働時間当たり	10人以上	フルタイム成人賃金率適用労働者	現金給与総額
西ドイツ	支払い労働時間当たり	〃	フルタイム・パートタイム	現金給与総額
フランス	実労働時間当たり	全規模	フルタイム、18歳以上	時間当たり賃金率およびボーナス等、超過勤務分は除く

(2) 調整後の賃金定義

国名	労働時間定義	事業所規模	対象労働者	賃金
日本	実労働時間当たり	5人以上	フルタイム・パートタイム	現金給与総額
アメリカ	〃	全規模	〃	〃
イギリス	〃	10人以上	〃	〃
西ドイツ	〃	〃	〃	〃
フランス	〃	〃	〃	〃

(資料) 労働省編「労働白書」昭和63年版による。

2

表一3は、「賃金統計総覧」の1988～91年版中の「各国定義調整後の賃金の国際比較」をもとに、86～89年の4年間の推移が読み取れるように表を作り直し、それにさらに上述の『労働白書』の「賃金の国際比較」という項目中の「賃

表一 3 各国定義調整後の賃金の国際比較

項 目	日 本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス
実労働時間 当たり賃金	円	u. s. ドル	マルク	ポンド	フラン
1985年	1314.5	10.47	22.00	4.21	49.86
1986年	1360	10.70	22.8	4.5	51.89
1987年	1374	10.90	23.6	4.8	54.13
1988年	1391	11.10	24.66	5.15	—
1989年	1478	11.52	—	—	—
為替レート換算	円	円	円	円	円
1985年	1315	2498	1783	1302	1324
1986年	1360	1803	1770	1112	1244
1987年	1374	1577	1897	1135	1302
1988年	1391	1434	1799	1176	—
1989年	1478	1589	—	—	—
日本=100 とした格差					
1985年	100	190	136	99	101
1986年	100	133	130	82	91
1987年	100	115	138	83	95
1988年	100	103	129	85	—
1989年	100	108	—	—	—
消費購買力 平価換算	円	円	円	円	円
1986年	1360	2472	2075	—	—
1987年	1374	2409	2148	—	1494
1988年	1391	2249	2096	1705	—
1989年	1478	2258	—	—	—
日本=100 とした格差					
1986年	100	182	153	—	—
1987年	100	175	156	—	109
1988年	100	162	151	123	—
1989年	100	153	—	—	—

(注) 1. 脚注は省略した。

2. イギリスの1987年実労働時間当たり賃金は担当課に問い合わせで訂正した。

(資料) 1985年は労働省編『労働白書』昭和63年版、86～89年は労働省大臣官房政策調査部編『賃金統計総覧』1988～91年版、による。

賃金の国際比較について

「賃金の国際比較」表より85年の数値を拾いだし、あわせて85～89年までの表としてまとめたものである⁽³⁾。国によってはデータの揃っていない年もあるが、為替レート換算で格差を見ると、85年には日本100に対して、アメリカ190、西ドイツ136、イギリス99、フランス101、であったが、翌86年には円の急騰（対ドル平均円相場、85年の238.54円→86年の168.52円）を主要因として、日本より大幅に高かったアメリカとアメリカほどではないが比較的高かった西ドイツとは格差が縮小しそれぞれ133と130、日本よりわずかに低かったイギリスとはより格差が拡大して82、日本をわずかに上回っていたフランスは91と日本をかなり下回った。その後の推移は、円の各国通貨に対するレートによって違うが、アメリカに対しては88年までは格差が103（対ドル平均円相場、128.15円）にまで縮小するものの、その翌年には108（同、137.96円）まで拡大している。

しかし消費購買力平価換算では、データが十分ではないが、アメリカは日本の1.53倍（89年）、西ドイツは1.51倍（88年）、イギリスは1.23倍（88年）、フランスは1.09倍（87年）、というように日本の賃金の相対的低位性が読み取れる。

3

それでは労働費用を国際比較するとどうであろうか。昭和63年版『労働白書』のさきの参考資料中、「賃金の国際比較」項目のところで「実労働時間当たり労働費用の国際比較」の表（参63ページ）が掲載されている。本稿の表—4がそれであるが、これは日本、アメリカ、西ドイツ、イギリス、フランス5ヶ国の、85年から87年のもの（87年は日本とアメリカのみ）である。

算出方法は、『労働白書』によれば、前出の定義調整後の「実労働時間当たり賃金に、製造業における労働費用中現金支給総額比率の逆数を乗じて、実労働時間当たり労働費用を求めた」（参61ページ）とあり、例えば、1986年のフランスの実労働時間当たり労働費用を求めるには、同年のフランスの実労働時間当たり賃金51.89フランを68.1（1984年の比率）で割り100を掛けると

表一 4 実労働時間当たり労働費用の国際比較

項 目	日 本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス
	円	u. s. ドル	マルク	ポンド	フラン
実労働時間 当たり労働費用					
1985年	1,559.3	12.71	28.46	5.07	73.22
1986年	1,613.3	12.99	29.48	5.42	76.20
1987年	1,629.9	13.23	—	—	—
円 換 算	円	円	円	円	円
1985年	1,559	3,032	2,306	1,568	1,944
1986年	1,613	2,189	2,288	1,340	1,827
1987年	1,630	1,911	—	—	—
日本=100 とした格差					
1985年	100	194	148	101	124
1986年	100	136	142	83	113
1987年	100	117	—	—	—

(資料) 労働省編『労働白書』昭和63年版による。

76.196フランが算出されるというわけである。同様に、日本の、例えば1987年の実労働時間当たり労働費用を求めるには、 $1374 \div 84.3 \times 100 = 1629.89$ ということになる(84.3は1985年の比率)。

ここで注意して欲しいのは、日本の労働費用中の現金支給総額の比率は、企業規模30人以上の製造業全常用労働者の比率を利用してはいるが、割られている1374円は事業所規模5人以上の製造業生産労働者の実労働時間当たり賃金推計値であるので、結果として導きだされた1629.89円は事業所規模30人以上の実労働時間当たり労働費用ではなくて、(もちろん厳密ではないが)事業所規模5人以上の実労働時間当たり労働費用であるといえよう。このことについてはのちのアメリカ労働省の統計数字を検討する時にさらにふれる。

この表一4はデータが少ないので時系列的な推移が読み取りにくい、そしてあくまでも為替レートで換算したものであるが、1986年の時点で一番高いのが西ドイツで日本の1.42倍、続いてアメリカの1.36倍、フランスの1.13倍、日

賃金の国際比較について

本よりも低いのがイギリスで日本の0.83倍となっている。

この、実労働時間当たり労働費用の86年の日本との格差と、表—3の為替レートで換算した実労働時間当たり賃金の同86年の日本を100とした格差とを比べてみると、アメリカは130を少し上回る程度で、イギリスは80を若干上回る程度で、ほぼ同じであること、西ドイツは労働費用のほうが日本との格差をより拡大し130から142へ、フランスも賃金では日本を下回って91であったにもかかわらず、労働費用では日本を大幅に上回って113になっていることが特徴的である。

実労働時間当たり労働費用の算出方法が上記のように分かっているので、87年以降も計算できないことはないが、続いて労働費用を国際比較しているアメリカ労働省の資料をみていくので、表—4は昭和63年版『労働白書』に掲載されているまま転載しておく。

4

今度はアメリカ労働省労働統計局“*Handbook of Labor Statistics*”1989年版に掲載されている「外国労働統計」中の「34ヶ国・地域の製造業生産労働者の時間当たり報酬コスト」について検討していくことにしよう。「報酬コスト」はcompensation costsの訳であるが、labor costs（労働費用、労働コスト）と同じ概念であると理解してよさそうである。

このHandbook（以下では【要覧】という）は、1989年8月に刊行されたもので現在のところ一番新しいものである（それ以前は、83年12月、85年6月、と発行されており80年代に入って以降不定期である）。この【要覧】および「報酬コスト」については、藤本武氏の『国際比較・日本の労働者』と『世界からみた日本の賃金・労働時間』で言及されており、『国際比較・日本の労働者』によれば、同氏がこの「アメリカ労働省の発表資料を日本ではじめて新聞紙上で発表した」（26ページ）ということである⁽⁴⁾。

私も藤本氏の著書に触発されてこの【要覧】を手にしたのであるが、その結果、氏の研究の膨大さに比べれば小さなことであるが、同氏の理解に疑問を持つにいたった。このことにふれる前に、まず表一5を掲げておこう。

表一5 製造業生産労働者の時間当たり報酬コスト

項 目	日 本	アメリカ	西ドイツ	イギリス	フランス
各国通貨表示時間 当たり報酬コスト	円	ドル	マルク	ポンド	フラン
1984年	1504	12.51	26.84	4.45	63.71
1985年	1542	12.96	28.12	4.77	67.53
1986年	1595	13.21	28.96	5.14	71.15
1987年	1611	13.46	30.33	5.47	74.68
1988年	1685	13.90	31.76	5.93	77.41
u. s. ドル表示時間 当たり報酬コスト	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
1984年	6.34	12.51	9.43	5.95	7.29
1985年	6.47	12.96	9.56	6.19	7.52
1986年	9.47	13.21	13.35	7.54	10.27
1987年	11.14	13.46	16.87	8.97	12.42
1988年	13.14	13.90	18.07	10.56	12.99
日本=100 とした格差					
1984年	100	197.3	148.7	93.8	114.9
1985年	100	200.3	147.7	95.6	116.2
1986年	100	139.4	140.9	79.6	108.4
1987年	100	120.8	151.4	80.5	111.4
1988年	100	105.7	137.5	80.3	98.8

(注) 1988年は暫定値である。

(資料) アメリカ労働省労働統計局 "Handbook of Labor Statistics" 1989年版より作成。

これは【要覧】中の前記「34ヶ国・地域の製造業生産労働者の時間当たり報酬コスト」の表から、日本、アメリカ、西ドイツ、イギリス、フランスの5ヶ国を抜きだしたものである。原表は、1975年と79年から88年までの10年（88年は「暫定の」と注が付けられている）、合わせて11年の推移が表わされており、

賃金の国際比較について

また、U. S. ドル表示と各国通貨表示の2つがある。

これをみると、すでにみてきた表—4の日本の労働省の数字と似た結果がでていることに気がつく（当然なことなのだが）。すなわち、円高が急速に進んだ85年から86年にかけて、日本はアメリカにかなり近付き、西ドイツとは余り変わらないものの、イギリスとはより格差を拡大し、フランスにはもう少しで並ぶところになっている。さらに88年には、「暫定の」数値であるが）アメリカとはあと一步のところまで接近し、西ドイツとも格差を縮め、イギリスとはほぼ変わらないもののフランスをわずかに追い越した。

ところで藤本氏は、『要覧』中のこの「報酬コスト」表では、「日本の値は30人以上をとっているので、筆者は5人以上の値を推計」（『国際比較・日本の労働者』27ページ）したとされて、85年を6.47から6.02ドルへ、86年9.47から8.69ドルへ、87年11.14から10.16ドルへ、88年13.14から12.13ドルへ、それぞれ0.930, 0.918, 0.912, 0.923, の数字を掛けて修正し、したがって日本との格差も日本を100として、アメリカで85～88年まで215, 153, 132, 115, 西ドイツで159, 155, 166, 149, イギリスで103, 87, 88, 87, フランスで125, 119, 122, 107, と算定されておられる。

こうして、表—5の数値に比べて、他の4ヶ国の賃金がいくぶん日本より相対的に高く評価される結果となっている。もちろん藤本氏の理解が正しければそういうことになるが、はたして「日本の値は30人以上をとっている」のであろうか。

このことについては、『要覧』の当該表（149表, 572～3ページ）の脚注には何も書かれていない。次の「比較できるように調整された製造業生産労働者の報酬構造」表（150表, 574～5ページ）では、「日本」についている脚注で「30人以上の常用労働者の事業所」と明記されている。そこで149表でも「日本」は「30人以上」かと思いがちであるが、そうではないであろう。

さきの表—4の「実労働時間当たり労働費用」の日本の数値（円表示）と、

この表—5の日本の円表示の「時間当たり報酬コスト」を比較してみると、前者（日本の労働省の推計）では、85年、86年、87年それぞれに対し、1559.3円、1613.3円、1629.9円、後者（アメリカの労働省の推計）では、1542円、1595円、1611円、この差は、17円から19円というわずかな枠内に収まっている。

このことから私は、『要覧』の「時間当たり報酬コスト」は表—4と同じ事業所規模5人以上の数値の推計ではないかと考えている。その理由は、アメリカ労働省発表とはいっても日本の労働統計を独自に調査をしているわけではなくて、かならず日本の労働省の統計数字を利用しているはずであるから、積算をしていく過程で若干の違いが生じてくるものの、それ程大きな違いがでてくることはありえないこと、からである。

17円から19円程度の差の一部は、積算の時にどこで4捨5入をするか、あるいは切り上げ、切り下げをするかによっても生じてくる。またアメリカの労働省ではどのように算出したのか、その方法は分からないが、もしも日本の労働省と同様の導きだしかたであったとしたら、「定義調整後の賃金」から「報酬コスト＝労働費用」を導きだしてくるときに利用する「労働費用中に占める現金支給総額の比率」を何%にするかで、20円程度の開きは容易にうみだされる。

というのは、例えば19××年の労働費用を計算するにはその××年の比率を利用すればよさそうだが、その比率がまだ公表されていないとか入手できないとかで利用できない場合には、何年か前の比率を利用していくことが往々にしてあるからである。

また、もしも表—5のこの数値が製造業生産労働者の30人以上の事業所の「時間当たり報酬コスト」であるとしたら、金額が明らかに少なすぎる。すなわち、1987年を例にとると30人以上の「実取賃金」が1504円であるのに、その30人以上の「報酬コスト」が1611円とわずかプラス107円ではありえない。簡単に大まかに計算しても、

$$1504 \div 84.3 \times 100 = 1784$$

賃金の国際比較について

表一6 34ヶ国・地域の製造業生産労働者の時間当たり報酬コスト(日本=100とした時の格差)

	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1988年の順位	1988年	1989年	1989年の順位
アメリカ	197	200	139	121	106	9	108	113	9
カナダ	173	167	116	107	103	11	106	117	8
メキシコ	18	19	17	13	—	—	12	14	23
グواتマラ	32	32	16	14	—	—	16	18	22
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香港	155	126	89	84	84	15	88	96	14
インドネシア	25	27	20	19	18	23	19	22	21
タイ	7	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	73	63	55	57	100	12	100	100	13
韓国	100	100	100	100	100	12	100	100	18
ニュージーランド	21	21	15	16	19	22	20	28	17
シンガポール	73	69	56	61	—	—	64	62	—
フランス	—	38	24	—	—	21	21	24	20
ドイツ	4	4	3	3	—	21	21	24	20
イタリア	23	23	18	20	21	20	22	28	19
スペイン	111	112	108	117	105	10	109	108	10
オーストラリア	136	138	130	135	119	7	121	120	6
ベルギー	127	126	117	131	121	6	124	120	7
デンマーク	121	125	113	121	118	8	101	101	12
フィンランド	115	116	108	111	99	13	101	139	2
スウェーデン	149	148	141	151	138	2	141	141	—
ギリシャ	59	57	43	82	75	17	101	105	11
アイスランド	87	90	82	82	98	14	101	105	11
アイルランド	114	113	105	109	—	—	—	—	—
オランダ	122	119	112	112	—	—	—	—	—
ノルウェー	137	139	133	141	124	5	127	123	5
ポルトガル	162	164	143	156	148	1	148	148	1
スペイン	23	24	22	23	21	19	69	72	16
スウェーデン	72	74	68	71	67	18	131	139	3
スイス	145	149	131	136	128	4	140	132	4
オーストリア	152	149	145	153	137	3	—	—	—
イギリス	6	96	80	81	80	16	82	83	15
対ドル平均相場	237.52円	238.54円	168.52円	144.64円	128.15円	—	128.15円	137.96円	—

(注) 計算に際し小数点以下は4捨5入した。

(資料) 右3列は労働大臣官房国際労働課編著『海外労働白書』平成3年版, その他はアメリカ労働省労働統計局『Handbook of Labor Statistics』

1989年版, より作成。

となり、1784円前後になるはずである（84.3は1985年の比率）。かくして、日本の数値は製造業生産労働者の5人以上の事業所の「時間当たり報酬コスト」であると推察できるが、そうであれば藤本氏のさきの修正は誤りであることになる⁽⁵⁾。

表—6（右3列を除く）は、『要覧』中の「報酬コスト」を1984年から88年までに限定して、34ヶ国・地域について日本を100とした時の格差を計算し、表にまとめたものである。これはあくまでも『要覧』に掲載されている数値そのままの格差であり、この格差がどの程度実態に即したものであるか、どの程度国際比較に耐えられるものかどうかは分からないが、これによると、「報酬コスト」が一番高いのは、1988年でノルウェーの148、2番目が西ドイツの138、続いてスイスの137、スウェーデンの128、オランダ124、日本はこの34ヶ国・地域の12番目、アメリカも9番目であり、藤本氏が指摘されたように、「アメリカはいまでは高賃金国どころではない」「日本は世界一どころか、先進工業国のなかで、ピリのほうから数えるほど下位にある」（『国際比較・日本の労働者』28ページ）ということは確かである。

なお、労働大臣官房国際労働課編著『海外労働白書』平成3年版（日本労働研究機構刊）には、巻末の付属統計表に「1人当たり労働費用の推移（アメリカドル、製造業生産労働者時間当たり）」の表が掲載されている（付10ページ）。これは日本を含め24ヶ国・地域の、1975年と80年から89年までの10年間、合わせて11年の推移が表わされている。

資料出所としては「アメリカ労働省」と書いてあるだけであるが、『要覧』の「報酬コスト」の数値と照らし合わせてみるとほとんど一致している。そこでこの表を利用して88、89年の2年分だけ日本を100とする格差を計算し、さらに労働費用の高い順に順位をつけた。それが表—6の右3列である。これによると、1989年で「労働費用」が一番高いのはノルウェーの148、日本はフランスの次の13番目に後退し、アメリカはやはり9番目となっている。

次に取りあげるのは、スウェーデン経営者連盟の“*Wages and total labour costs for workers – International survey*”である（以下では『賃金と労働コスト』という）。藤本氏が使用された（という）のが1989年版であるが、ともかくこの文献を捜すのが一苦勞であった⁽⁶⁾。

ようやくのことで、1988年版のコピーは手にいれることができたが、89年版をみることができないことと次の点で、しばらくの間悩み続けた。それは、藤本氏が89年版を利用して87年の製造業「時間当たり総労働コスト」の、日本を100とする15ヶ国の格差を算出しているが、その数値が表—6の、アメリカ労働省『要覧』を利用して私が算出した「時間当たり報酬コスト」の日本を100とする格差の数値と大きく異なっているからである。国によっては両者の開きがほとんどない国も確かにあるが、例えば、アメリカでは138（藤本氏）に対し121（表—6）、西ドイツでは144に対し151、オランダでは128に対し141、ノルウェーでは144に対し156、という具合に、開きがきわめて大きい。

アメリカ労働省とスウェーデン経営者連盟で利用している資料の違いや計算の過程で少しぐらいの開きがでてくるのはやむを得ないことであるが、ある年の労働費用という1つの事実に対してはたしてこのような大きな違いが生じてくるだろうか。

このような疑問を抱きながら、スウェーデン経営者連盟の『賃金と労働コスト』1988年版に掲載されている数値と藤本氏が（1989年版を利用して）作成した表（『国際比較・日本の労働者』29ページ、表1—9）の数値とを見比べていると、藤本氏が1987年の数値だと紹介しているものは、実は88年版に掲載されている1986年の数値であることが分かった（もしかすると、藤本氏が利用されたのは、1989年版ではなく88年版であったのかも知れない）。

そこで、あらためて『賃金と労働コスト』1988年版を用いて、藤本氏が作成

したのと同じような表（ただし国の数は日本を含めて17ヶ国）を作ってみることにした。この作り方は次のとおりである。

スウェーデンの文献で使われている日本の数値は藤本氏が指摘されているように、労働省「毎月勤労統計調査」から30人以上の事業所規模の数値を取っている。このことは、『賃金と労働コスト』の冒頭で、アメリカ労働省の『要覧』とは違って、はっきりと各国の情報源が明らかにされているし、さらに「各国通貨表示の労働時間当たり実労働時間賃金」も掲載されているのでその日本の数値と「毎月勤労統計調査」の数値を念のため照らし合わせてみた結果、確かに30人以上の事業所規模の数値であった。

表一七 製造業の時間当たり賃金と総労働コスト（1986年）

	時間当たり賃金 A	時間当たり総労働コスト B	B/A	比率 (日本=100)	
				A	B
ベルギー	47.69	86.40	1.81	82	126
デンマーク	66.96	84.90	1.27	116	124
フィンランド	47.85	77.40	1.62	83	113
フランス	39.96	74.80	1.87	69	109
アイルランド	42.30	60.80	1.44	73	88
イタリア	—	—	—	—	—
日本	63.02 (57.91)	74.80 (68.73)	1.19	(100)	(100)
カナダ	61.34	78.80	1.28	106	115
オランダ	49.85	87.40	1.75	86	127
ノルウェー	65.07	98.10	1.51	112	143
ポルトガル	10.07	17.30	1.72	17	25
スイス	70.99	—	—	123	—
イギリス	40.79	57.20	1.40	70	83
スウェーデン	52.67	91.20	1.73	91	133
アメリカ	69.36	94.00	1.36	120	137
西ドイツ	55.21	98.10	1.78	95	143
オーストリア	39.49	76.50	1.94	68	111

(注) 1. 単位はスウェーデン通貨、クローナである。

2. 日本の()内は5人以上事業所規模の数値に修正したもので、0.9189を乗じている。

(資料) スウェーデン経営者連盟 "Wages and total labour costs for workers - International survey, 1988" より作成。

賃金の国際比較について

そこで日本の数値を5人以上事業所規模の数値に修正する作業をする。藤本氏は「86年91.8%、87年91.2%」（『国際比較・日本の労働者』29ページ）を掛けて算出されているが、本稿では、労働省が、前出の、「公表実収賃金」から「定義調整後の賃金」を算出するときに利用した91.89%（86年）を掛けることによって、5人以上の賃金と5人以上の総労働コストを算出することにする。こうして作成したのが、表一7である¹⁷⁾。

この表の「総労働コスト」の日本を100とした格差と、アメリカ労働省『要覧』を利用して作成した「報酬コスト」の表一6の数値と比べてみて欲しい。もちろんこの場合比べるのは、表一6のうちの1987年ではなく86年である。さ

表一8 スウェーデン通貨表示の製造業時間当たり総労働コスト

	1977年		1987年		1988年	
	総労働コスト	スウェーデン=100とした格差	総労働コスト	スウェーデン=100とした格差	総労働コスト	スウェーデン=100とした格差
ノルウェー	39.00	96	110.70	113	118	112
西ドイツ	37.00	91	114.50	117	118	112
スウェーデン	40.60	100	98.10	100	105	100
デンマーク	35.90	88	99.20	101	98	93
オランダ	38.00	94	95.50	97	96	91
ベルギー	39.40	97	93.80	96	95	90
フィンランド	25.50	63	85.50	87	94	90
日本	20.30	50	80.00	82	89	85
オーストリア	26.10	64	87.20	89	89	85
イタリア	23.70	58	83.50	85	85	81
アメリカ	34.10	84	85.30	87	85	81
カナダ	33.60	83	76.10	78	82	78
フランス	25.10	62	80.00	82	81	77
イギリス	15.90	39	60.40	62	69	66
アイルランド	14.40	35	63.10	64	65	62

- (注) 1. スウェーデン通貨単位はクローナである。
 2. 1987年のオランダ、日本、イタリアと1988年のすべては暫定値である。
 3. 日本は30人以上の事業所規模の数値である。

(資料) スウェーデン経営者連盟 “Wages and total labour costs for workers – International survey, 1988” による。

きほどのアメリカ137（表—7）に対し139（表—6）、西ドイツ143に対し141、オランダ127に対し133、ノルウェー143に対し143、というように各国とも2つの数値がきわめて接近してくるのが分かる。日本を100としたときの格差を算出する際に小数以下を四捨五入したので、±1程度の違いはすぐに生じてしまうことも理解して欲しい。しかもこうしてみるとアメリカ労働省の【要覧】の日本の数値はやはり5人以上事業所規模の数値であったこともより確かになるであろう。

なお、【賃金と労働コスト】1988年版は、冒頭で総括的に、15ヶ国の1977年、87年、88年の「スウェーデン通貨表示の製造業総労働コスト（時間当たり）」表を掲載している。表—8がそれである。87年では、オランダ、日本、イタリアの3ヶ国は暫定数字であり、88年はすべて暫定である。日本の数値は30人以上の事業所規模のままであり、格差はスウェーデンを100としている。参考にされたい。

6

藤本氏は、日本経営者団体連盟の【労働問題研究委員会報告】（日経連広報部刊）に掲載されている「賃金の国際比較」表について、問題点がすこぶる多いと批判されている（『国際比較・日本の労働者』17～22ページ、『世界からみた日本の賃金・労働時間』14～19ページ）。きわめて正論である。

この「国際比較」表は、前出【賃金統計総覧】の「各国公表実収賃金の比較」表とほとんど同じもので、このまま国際比較をしても何の意味もないどころか、日経連の信用をかえって損なうものではないだろうか⁽⁸⁾。これについては本稿ではとりあげない。

さて、以上、藤本氏の研究のほんの一部を追いかけながら、思いついたことを述べたに過ぎないが、この過程で感じたことは、賃金および労働費用を国際比較するのはきわめて大変な作業であるということである。

賃金の国際比較について

個人的に各国内の状況をつぶさに調査・集計し、これをもとに国際比較をすることはまったく不可能であるし、また各国政府の労働統計部局（政府統計は当てにならないという議論もあろうが）から直接詳細な調査結果を入手し、それを加工して国際比較をすることも、人手や予算の豊富な研究所レベルではまだしも個人ではこれも不可能である。

そこでいきおい前出のアメリカ労働省の【要覧】やスウェーデン経営者連盟の【賃金と労働コスト】にあるような数値を利用することになるが、この場合問題になるのは、そこで利用された元々の統計がどこまで信用できるのか（国によって極めて厳密に統計が取られている国もあれば、そうでもない粗雑な国もあるだろう）、また元々の統計数字は仮に信用できるとしても国によって調査対象となる事業所の規模が異なっていたり、労働時間の基準が実労働時間になっていたり支払労働時間になっていたり、対象労働者もフルタイムだけになっていたりパートタイムと一緒にいたり、またフルタイム、パートタイムの定義も様々であったり、さらに元の統計がそのように国によって様々であっても統計比較表の作成者が適正な修正を加えた結果として国際的な相互比較が可能になった統計数字となっているのか、発表されている統計表にそれらのことがきちんと明示されているのか、などであろう。

【要覧】は各国の情報源が明らかにされていないが、アメリカ労働省労働統計局によって「調整」された数値であり、【賃金と労働コスト】は各国の情報源と賃金要素（wage elements）が明らかにされているものの、スウェーデン経営者連盟によって特に「調整」された数値ではない⁹⁾。

ところで、1964年に出版された日本経済調査協議会【賃金の国際比較】（東洋経済新報社刊）をみると、すでにこの当時「賃金のみと比較では限界が大きく、むしろ社会保険、社会保障分担金、福利施設費、臨時給与（ボーナス）、不就業給などを含んだ全体としての1人あたり労務費比較が最近の課題となっている。これは1950年代になって欧州経済協力を高めることが必要になって以

来いっそう痛感されるに至った」(36ページ)と述べられている。ここでは「労務費」という用語が使用されている⁹⁹。

その後、フランスのマルクス経済学者・Paul Boccarda らの影響を受けて、日本でも1970年以降「間接賃金」とか「労働力再生産費の社会化」とか、あるいは「労働力再生産単位の社会化」とかの耳新しい用語が使用され大いに議論が活発化していくなかで¹⁰⁰、藤本氏が述べられているように、「国際比較で問題となるのは、国際競争力の賃金コストであるから、間接賃金とも呼ばれる右の諸負担も当然そのコストに入る。したがって、これらも含んだところの労働コスト (labour costs)、あるいは報酬コスト (remuneration costs) で比べるのが、近年の慣行ともなっており、これが正しい方法なのである」(『国際比較・日本の労働者』19ページ)という考え方が、日本でも一定程度定着してきていると思われる。

日経連は、(日経連内部での議論のあるなしは別として)労働費用を国際比較して日本の諸外国に比べた低位性を語ることはもちろんないとはいうものの、労働費用の絶対額についてはきわめて敏感である。

すなわち、日経連は労働費用総額のことを「総額人件費」と称し、従来から「総額人件費管理」という意識を鮮明化させており、日経連経済調査部編『春季労使交渉の手引き』1991年版(日経連広報部刊)でも「経営計画上の人件費は、企業が人を雇うにあたり支払う費用の総和で総額人件費と呼ばれる。その内訳は……所定内給与のほか、時間外手当、賞与・一時金、退職金、法定福利費などの諸項目を含むが、このうち時間外手当、法定福利費や賞与・一時金、退職金などは所定内給与をベースに算定する企業が多い。したがって所定内給与の引き上げは諸項目にはね返り、総額人件費は所定内給与の上げ幅以上に上昇することになる」(122ページ)と述べ、所定内給与の上昇が退職金などの諸項目にはねかえらない工夫など、総額人件費を極力抑制することを使用者側に強く要請している。

賃金の国際比較について

今後は労使交渉の焦点が単なる直接賃金にとどまらず、ますますいわゆる間接賃金を含んだ労働費用、報酬コスト、総額人件費、労務費に向かわざるを得ない。したがってそのより正確な国際比較をしていくことの重要性がますます高まるものの、国際比較をした結果、日本が世界の何番目に属するかということにとどまらず、労働費用総額の多寡が商品市場の「国際競争力」の面だけではなく、各国の労働者の生活や暮らしの豊かさの面にどのように反映し、どのような相違をもたらしているのか、間接賃金部分が労働者の支配・監督・管理の道具として使われ、「賃金奴隷」としての鎖を強くしていないか、そうであるとしたらその仕組みや国ごとの特徴はいかなるものか、直接賃金から天引きされた一部分や間接賃金の一部が制度的に収奪される機構になっていないか（例えば、日本でいえば、厚生年金保険料の労働者負担分や経営者負担分などがプールされ給付＝再分配される過程で、収奪される機構になっていないか）、いるとしたらどのような図式や構造をもっているか、などなどが、今後の検討課題として残されているように思われる。

さらにつけ加えるならば、直接賃金と間接賃金の合計としての労働費用総額の国際比較も大切であるが、支払いを受け賃金で生活をする労働者にとって直接賃金と間接賃金とは明らかに違う。この相違についてもっと踏み込んで明確化していく必要がある。また間接賃金の中でもその構成項目は、法定福利費、法定外福利費、教育訓練費など様々であり、企業にとっては企業が支出する人件費・労務費という点では同じでも、それらが労働者にもたらす中身や影響はこれまた多様であるし、さらに項目の名称は同じであってもその内実は国によってもきわめてまちまちであろう。これは日本の「福祉」の実態を思い浮かべれば明らかである。この辺の十分な検討も必要であろう。

そのほか、牧野富夫氏が藤本氏について「〈国際比較主義〉とでもいうべき問題点がある」とふれ、「国際比較を重視しすぎると（国際比較それ自体はきわめて重要であるが）、〈オリンピック優勝〉をもって賃上げの根拠が消失して

しまうことになりかねない。賃金水準をみる場合、その賃金で〈人間らしい生活〉ができるのかどうか、この点が決定的に重要であろう¹²⁾と述べられていることにも、十分耳を傾けたい。これらの諸課題については、別稿を期したいと思う。

注(1) なお、本稿で指摘した以外に、当該箇所で誤記あるいは校正ミスと思われる語句と数字が目立った。非常に意欲的な学ぶところの多い著書であるだけに大変残念である。

(2) 日本銀行調査統計局編『日本経済を中心とする国際比較統計』（日本信用調査株式会社出版部販売）各年版の「参考事項」には、5ヶ国の賃金と労働時間の「具体的調整方法」が掲載されている。参照されたい。

(3) この『賃金統計総覧』は1988年度版より刊行されたもので、従ってそれ以前のデータは残念ながらない。同じ総合労働研究所から同研究所編として『団体交渉のための賃金資料』が1987年度版までだされており、内容もほぼにかよっているが、掲載されているのは「各国公表実収賃金の比較」に該当する「名目賃金の比較」だけで「定義調整後の賃金」はない。なお昭和63年版『労働白書』の「賃金の国際比較」表（参62ページ）の数値は「定義調整後の賃金」である。

(4) 新聞紙上とは、1990年1月17、18日付『赤旗』であり、そこで藤本氏は「日本の名目賃金は世界一にほど遠い（上）（下）」を発表されている。

(5) 藤本氏は数ページ後で、『要覧』を利用して「時間当たり報酬コストの実質賃金水準の比較」表（36ページ、表1—13）を作成されている。ここでも日本を「5人以上の事業所に修正」されておられるが、これも誤りであろう。

(6) 本稿で使用した文献のうち、アメリカ労働省の『要覧』は早稲田大学商学部教員図書室の図書、EC統計局『Labour Costs 1984』は同現代政治経済研究所の図書を利用したが、スウェーデン経営者連盟のこの文献は、早稲田大学をはじめ国立国会図書館、労働省図書館、日本生産性本部には皆無で、日本労働研究機構資料センターにも1987年版までしかなく、さすがに日経連情報資料室には古いものから揃っていたが、それでも一番新しいのが1988年版であった。

(7) これで完全な国際比較ができるかという点決してそうではない。とくに一方の賃金についてはそうである。『賃金と労働コスト』の「労働時間当たり実労働時間賃金」の原表には、「日本」に注が付いていて「労働時間当たり総現金実収賃金」とあるように、日本の賃金には不就業給が含まれていることを指摘している。したがってより厳密な比較のためにはこれも何とか修正する必要がある。同じことは、前出の労働省の「定義調整後の賃金」の算出についてもいえる。

さらに、このスウェーデンの文献は、日本の数値が30人以上の事業所規模であることを知って知らずか、このことに注も付けずにそのまま表の中に並べている。こういう「神経」からして、日本以外の他の国の数値も丁寧に修正していかなくては、他方の労働費用の国際比較はともかく賃金の正確な国際比較は無理なのではないかと思う。しかしこれについては現在の私には、あまりにも資料と知識不足である。

(8) 日経連の『労働問題研究委員会報告』に「賃金の国際比較」表が掲載されているのは、1988—90年の『報告』であり、91年の『報告』にはない。しかし、1991年版『春季労使交渉の手引き』（日経連広報部刊）には「主要国の時間当たり平均賃金の推移」として75年と80—89年までのあわせて11年分が掲載され、しかも87—89年は日本を100とした格差も算出されている（225ページ）。それによれば、この格差は1989年でアメリカ90、イギリス69、西ドイツ87、フランス—（データ

賃金の国際比較について

不足)となっており、脚注で「各国の統計上の相違があるため厳密な比較にはならない」と断わってはいるものの、日本の賃金が断然「世界一」である。興味があれば参照されたい。

- (9) なお、【要覧】の「技術上の注意」には、「報酬（コスト）は部分的に推測されているので、統計は報酬コストを比較する正確な手段とみなされるべきではない」（551ページ）と述べられている。いちおう指摘しておきたい。
- (10) ILO “YEAR BOOK OF LABOUR STATISTICS”の日本語版、【国際労働経済統計年鑑】1988年版（日本ILO協会刊）では、labour cost（costは単数形）を「労務費」と訳している。
- (11) 日本における間接賃金の議論については、津田美穂子「〈社会的賃金〉、〈間接賃金〉の検討」、【経済学雑誌】大阪市立大学、79巻1号、を参照されたい。
- (12) 牧野富夫「日本の〈賃金水準〉の評価」、【賃金と社会保障】労働旬報社、1049号、64ページ。

※ 1990年10月3日に東西ドイツが統一されたが、本稿で取り扱っているのは統一以前の数値であるので、国名は「西ドイツ」のままにしている。